

令和 8 年 度

業 務 番 号.....繰委.....第 6853-1 号

.....横道海岸防潮水門長寿命化計画更新.....業務委託

特 記 仕 様 書

.....上北郡 おいらせ 町 一川目 地内

青森県上北県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日

2. 履行期限 令和 9 年 3 月 25 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、...3...回とする。設計業務の主要な区切りは、...初回打合せ時に調査員と調整するもの...とする。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 設 計 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

.....
百石海岸外防潮水門長寿命化計画策定業務委託 過年度成果品

.....
その他 業務履行にあたり必要な資料について貸与する。
.....

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

本業務は横道海岸防潮水門について、「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」（以下「マニュアル」という。）の考え方に準拠しつつ、「マニュアル」に示された同施設の関連する指針である「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)（平成27年3月）以下「マニュアル（案）」という。）や電気通信施設維持管理計画指針(案)（令和4年3月）など参考に、土木施設（構造物）・機械・電気通信設備等（以下、「対象施設等」という。）の現地調査及びヒアリングを実施し、各種評価を基に、長寿命化計画（案）を策定することを目的とする。

なお、本業務における長寿命化とは、一般的な施設・設備の延命化の意味に加え、点検・整備の効率化・高度化、コスト縮減施策、新たな設計の考え方等を含めた維持管理計画全般を指すものとする。

業 務 内 容

・ 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で設計図書に示される業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

・ 資料調査

施設の特性や履歴の把握等のために完成図書、点検履歴、修繕履歴等の既往資料を収集し、長寿命化計画の作成に必要な基礎的な情報を整理する。

・ 対象施設の現地調査及び施設診断

対象施設の状態等を詳細に把握するための現地調査及び施設診断を行う。

（1）土木構造物調査及び施設診断とりまとめ

土木構造物については、防潮堤及び機械・電気設備を支える主要部材等を対象に以下に示す調査を行い、健全度評価の基礎資料を得るものとする。

なお、調査・試験に要する費用については、設計変更の対象とする。

（2）機械・電気設備調査及び施設診断とりまとめ

機械・電気設備については、既往点検結果等を踏まえて設備状態の現地調査を行い、健全度評価の基礎資料を得るものとする。

・ 対象施設の健全度評価

（1）土木構造物の健全度評価

収集資料及び施設詳細診断結果を基に、①ひび割れ、②浮き、剥離、③鉄筋腐食（中性化・塩害の劣化予測）、④コンクリート強度、⑤洗掘・磨耗、⑥沈下・段差、⑦継目開き、⑧漏水・土砂流入、⑨土砂堆積 等を評価項目として土木構造物の劣化度を評価する。

(2) 機械・電気通信設備の健全度評価

収集資料及び施設詳細診断結果を基に、機械・電気設備の劣化度を評価する。

・対象施設の改築方針の検討

健全度評価結果を踏まえ、長寿命化を図る対象施設の改築方針（改築範囲、改築内容、改築に要する費用）について検討を行う。

・対象施設の対策工比較検討

対象施設の改築方針に従い具体的な対策工を数パターン設定し、ライフサイクルコストの比較検討を行い、最適な対策工を立案する。また、併せて、長寿命化にあたり必要な点検等の維持管理费用及び改築費用についても算出を行う。

・対象施設の長期保全計画等の立案

対象設備毎に、「整備・更新の優先順位」に基づき、整備・取替・更新の計画及び点検計画等をまとめる。

(1) 計画的な保全に関する 基本的事項

計画的な保全に関する基本方針、日常的な維持管理、点検、整備、更新の基本的な事項について記載する。

(2) 中長期保全計画

ライフサイクルタイム約 40 年～60 年程度を考慮した取替・更新計画や年度を越える点検・整備計画等をゲート設備毎に作成し、かつ設備全体を含めた形で取りまとめる。

なお、作成にあたっては、設備毎のライフサイクルコストを考慮した計画を立案するものとする。

(3) 年度保全計画

設備の機能を効果的・効率的に維持するための管理目標を設定し、点検整備計画を策定する。

点検整備計画では、年点検、月点検（管理運転点検、目視点検）運転時点検を設定し、年度単位で実施する点検計画を策定する。ここで、今後の維持管理面等についての課題や方針等もあわせてとりまとめる。

・対象施設の長寿命化計画取りまとめ

前項までの検討結果に基づき、対象施設の長寿命化計画としてとりまとめる。

・報告書作成

本業務結果について、報告書にとりまとめる。

・打合せ協議

着手時、区切り時（1回）、完了時の計3回とする。

第2条 BIM/CIMの活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 その他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（青森県リサイクル製品認定制度）第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

<整備企画課 HP><https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 <整備企画課HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)2 部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)1 部

2. その他

(1) 現地調査写真集部(報告書電子媒体に含む)

.....

.....

.....

.....

.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条

数量総括表

業務名	横道海岸防潮水門長寿命化計画更新業務委託				業 種 項 目	測量業務 点検	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
点検		式		1			
点検		式		1			
防潮水門		式		1			
現地調査		式		1			
施設診断		式		1			
健全度評価		式		1			
直接経費		式		1			
直接経費		式		1			
電子成果品作成費		式		1			
電子成果品作成費(測量)		式		1			
直接測量費		式		1			

数量総括表

業務名	横道海岸防潮水門長寿命化計画更新業務委託				業 種 目	測量業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
間接測量費		式		1			
諸経費		式		1			
測量業務価格		式		1			
計画更新		式		1			
計画更新		式		1			
防潮水門		式		1			
計画準備		式		1			
資料調査		式		1			
改築方針の検討		式		1			
対策工比較検討		式		1			
長期保全計画等の立案		式		1			

数量総括表

業務名	横道海岸防潮水門長寿命化計画更新業務委託			業 種 項 目	土木設計業務 計画更新		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
長寿命化計画取りまとめ		式		1			
照査		式		1			
報告書作成		式		1			
打合せ協議		式		1			
直接経費		式		1			
直接経費		式		1			
旅費交通費		式		1			
旅費(率計上・宿泊無)		式		1			
電子成果品作成費		式		1			
電子成果品作成費(設計)		式		1			
直接原価（その他原価除く）		式		1			

数量総括表

[illegible]